

第 17 号議案

平成 28 年度東大和市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 28 年度東大和市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 432,948 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,131,064 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加並びに変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円	千円	千円
		12,361,369	64,348	12,425,717
	1 市民税	5,640,570	64,348	5,704,918
2 地方譲与税		139,155	7,018	146,173
	1 地方揮発油譲与税	37,679	9,616	47,295
	2 自動車重量譲与税	101,475	△2,598	98,877
3 利子割交付金		30,787	△9,083	21,704
	1 利子割交付金	30,787	△9,083	21,704
4 配当割交付金		168,954	△83,669	85,285
	1 配当割交付金	168,954	△83,669	85,285
5 株式等譲渡所得割交付金		99,951	△14,076	85,875
	1 株式等譲渡所得割交付金	99,951	△14,076	85,875
6 地方消費税交付金		1,676,530	121,039	1,797,569
	1 地方消費税交付金	1,676,530	121,039	1,797,569
7 自動車取得税交付金		67,324	△1,094	66,230
	1 自動車取得税交付金	67,324	△1,094	66,230
9 地方交付税		1,790,161	△30,000	1,760,161
	1 地方交付税	1,790,161	△30,000	1,760,161
13 国庫支出金		5,974,353	122,710	6,097,063
	1 国庫負担金	5,219,052	41,113	5,260,165
	2 国庫補助金	728,104	81,597	809,701

(1 歳 入)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 都支出金		千円	千円	千円
		4,622,038	26,841	4,648,879
	1 都負担金	1,767,487	21,933	1,789,420
	2 都補助金	2,565,940	4,881	2,570,821
	3 委託金	288,611	27	288,638
15 財産収入		22,461	7,582	30,043
	2 財産売払収入	21,062	7,582	28,644
16 寄附金		1,302	2,815	4,117
	1 寄附金	1,302	2,815	4,117
17 繰入金		2,292,546	110,437	2,402,983
	1 基金繰入金	2,084,773	110,437	2,195,210
19 諸収入		350,706	880	351,586
	5 雑入	292,793	880	293,673
20 市債		2,889,452	107,200	2,996,652
	1 市債	2,889,452	107,200	2,996,652
歳 入	合 計	34,698,116	432,948	35,131,064

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円	千円	千円
		3,344,396	△9,227	3,335,169
	1 総務管理費	2,577,863	△11,986	2,565,877
	3 戸籍住民基本台帳費	211,599	2,759	214,358
3 民生費		17,384,599	199,137	17,583,736
	1 社会福祉費	6,928,687	88,657	7,017,344
	2 児童福祉費	6,882,565	110,480	6,993,045
4 衛生費		2,419,969	△30,940	2,389,029
	1 保健衛生費	881,302	△30,940	850,362
8 土木費		1,445,001	119,068	1,564,069
	2 道路橋りょう費	424,230	△9,506	414,724
	3 都市計画費	760,466	128,574	889,040
10 教育費		5,577,241	152,094	5,729,335
	2 小学校費	775,674	191,946	967,620
	3 中学校費	504,784	△5,508	499,276
	5 保健体育費	2,911,900	△36,183	2,875,717
	6 幼稚園費	176,914	1,839	178,753
12 諸支出金		1,225,268	2,816	1,228,084
	1 基金費	1,225,268	2,816	1,228,084
歳 出	合 計	34,698,116	432,948	35,131,064

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	地方公共団体情報システム機構交付金	6,455
10 教育費	2 小学校費	第五小学校校舎外壁・建具改修工事	222,222
合 計			228,677

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第五小学校 校舎外壁・建具 改修事業	千円 111,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れのときから据置期間を含め、25年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、 若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。 なお、その他については借入先の定める融通条件に従う。
計	111,100			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎耐震 補強事業	千円 39,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れのとき から据置期間 を含め、25年 以内に償還す る。 ただし、財政 その他の都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮し、 若しくは繰上 償還又は低利 債に借換えす ることができる。 なお、その他 については借入 先の定める融 通条件に従う。	千円 36,000	補正前に 同じ	補正 前に 同じ	補正前に 同じ
計	39,900				36,000			